

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

◆「学校いじめ防止対策基本方針」(「いじめ防止対策推進法(以下「法」)」第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- (1) 平国小学校は、法13条の規定に基づき、国、県、町の基本方針を参考にして、基本的な方向や、取組の内容等を「平国小学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」)」として定める。
- (2) 基本方針の策定に当たっては、全職員での原案審議を基盤に、学校運営協議会々員等の地域住民・PTA役員会の保護者にも策定段階で参画していただくことで、より多様な価値観を盛り込む。
- (3) 基本方針策定に当たっては、芦北教育事務所担当指導主事、学校支援アドバイザー、福浜派出所警察官、福祉事務所相談員等の心理や福祉等の外部の専門家からの助言及び指導を受けながら作業を進める。
- (4) 基本方針には、本校児童の実態に基づき、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応のための在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、年間を通した具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (5) 基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検・見直すための年間を通したPDCAサイクルを盛り込むこととする。
- (6) また、全校児童に対するアンケートの実施、児童集会等での協議などにより、児童の意見を取り入れることで、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参画意識を高める。
- (7) 策定した基本方針については、校長室通信や学校のホームページなどで保護者・地域住民に公開する。

2 いじめの定義

本校におけるいじめ防止の取組の実施に当たっては、法2条「いじめの定義」に基づき、本校児童、学校職員、保護者、地域住民の全てが共通認識を持って臨む。

◆「定義」(法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめ防止の取組の実施に当たっては、法22条に基づき、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下「組織」)」を設置する。

◆「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(法第22条)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該複数の教職員心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- (1) 組織は、生徒指導担当等の複数の教職員、学校運営協議会委員、警察官(福浜派出所員)をメンバーとして組織し、必要に応じて芦北教育事務所担当指導主事、学校支援アドバイザー、福祉事務所相談員等の心理や福祉等の外部の専門家による指導・助言を仰ぎながら協議を進める。
- (2) 組織は、学校運営協議会の定例会の際に意見交換を行う。
- (3) 学校における組織の役割
 - ① 取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
 - ② いじめの相談・通報の窓口
 - ③ いじめの疑いに関する情報などの収集と記録、共有
 - ④ いじめの情報の共有、児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的に実施するための中核

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)

4月初旬	職員会議	前年度の課題の把握と実施計画の審議
4月中旬	学校運営協議会	本年度の実施計画の検討及び決定
4月下旬	校長室通信の発行	保護者及び地域への実施計画の公開
6月中旬	教育相談	生活アンケートの実施・分析並びに教育相談の実施
6月下旬	校内研修	教育相談の状況に関する協議
7月上旬	職員会議・学校運営協議会	1学期の反省、夏休み～2学期の方向性の審議

1 1月中旬	教育相談	生活アンケートの実施・分析並びに教育相談の実施
1 1月下旬	校内研修	教育相談の状況に関する協議
1 2月上旬	職員会議・学校運営協議会	2学期の反省、冬休み～3学期の方向性の審議
2 月中旬	教育相談	生活アンケートの実施・分析並びに教育相談の実施
2 月下旬	校内研修	教育相談の状況に関する協議
3 月上旬	職員会議・学校運営協議会	3学期+年間の反省、次年度の方向性の審議
(日常的な取組)		
・縦割り活動（ボランティア活動、全校遊び、清掃活動等）の場での職員と全校児童との交流での実態把握		
・みつめる会（担任+担任外の情報提供・共通認識）		
・上記2点に基づく全職員による共通実践と職員相互の報告・連絡・相談の徹底を図る。		

(2) いじめの未然防止の取組と実施時期

- ア 「みんなが楽しく過ごせる校内生活」をテーマとした「お話タイム」での全校での話し合い**
- ・児童会が中心となった「平国小いじめを許さない宣言文」についての反省と今後の方向
 - ・「他者への配慮の心（思いやりの心）」を育むテーマでの話し合い（「人のために日常生活の中自分にできること」等をテーマに。
- ※「お話タイム」（毎月2回木曜日 10：15～10：40：「対話のスキルアップ」を目的として実施する）
- イ 「みつめる会」等による組織としての指導の充実（組織として指導法の工夫改善に取り組むための方策の協議）**
- ・毎週月曜日の職員朝会の場で、集団登校、授業、全校遊び等の場で気付いた児童の気になる言動等について情報提供・共通理解を図る。
 - ・上記の共通理解に基づき全職員での日常的な共通実践を進め、校内研修や日常の会話の中で気付いた点や工夫すべき点などを話し合い、その後の指導方法の工夫改善につなげる。
 - ・その一環として、管理職を始めとした全ての担任外の職員が可能な限り授業支援並びに縦割り活動に加わり、児童との交流を深め、得られた気づきを担任にフィードバックする。
- ロ 縦割り活動（全校遊び、ボランティア活動等）の推進**
- ・学校生活全般で縦割り活動を推進し、職員と子ども、児童相互に交流を深める中で、授業中には見えない児童個々の内面的な実態把握に努める。
 - ・活動内容（・毎週水曜日のボランティア活動 ・0のつく日のゴミ拾い活動 ・清掃活動 昼休み等の全校遊び ・少年消防隊 ・競船 他）
- ハ 人権集会での取組**
- ・毎学期に1回人権旬間を設け、その中で「平国小いじめを許さない宣言文」の達成状況の確認等をテーマとした取組を工夫する。
 - ① 人権旬間をスタートするに当たり、人権集会を開催し、全校児童での話し合いの場を持つ。
 - ・1学期：「平国小いじめを許さない宣言文」の内容を確認し、今年度の取組について話し合う。
 - ・2学期：「平国小いじめを許さない宣言文」の取組状況等について反省し、今後取り組むべきことについて話し合う。
 - ・3学期：「平国小いじめを許さない宣言文」の今年度の取組状況について話し合い、今年度中また来年度に向けて取り組むべきことを話し合う。
 - ② キラリカードの取組（全校的な相互での良いところ探し活動）
 - ・学級内、学級外を問わず他者の「良さ」に気付き、称揚し合うことで自己有用感を高める。
 - ・子ども相互の観察、職員による子ども観察の両面で行う。
- ニ 日常的な職員と保護者・地域住民との交流、学校運営協議会での情報交換による連携した子どもたちの見守りの充実**
- ・校長以下全職員が「子どもたちの担任」であるとの自覚を持って、学習活動や生活の場で子どもたちと関わり、その過程で見聞きした「良さ」を基に関係保護者と会話し、学校・家庭の両面での連携指導の充実に努める。
 - ・校長以下全職員が学校内外の場で学校運営協議会の方々や地域の方々と交流を深め、学校・地域で両面での連携指導の充実に努める。
 - ・保護者と学校職員による「0のつく日の挨拶運動」での児童の登校指導での会話の中で、学校家庭相互の情報交換を行う。

(3) いじめの早期発見の取組と実施時期

- ア 日常的な縦割り活動を通して**
- ・毎日の日常的な学校生活の中で行われる縦割り活動（ボランティア、全校遊び、清掃活動等）での全職員と子どもとのふれあいの促進によって、子どもと職員の間で相談しやすい間柄を築くとともに学級では見せない人間関係等の実態把握を推進する。

㊦ 毎学期の教育相談を通して

- ・毎学期の教育相談の充実（学期1回等の実施により、担任との個別面談で子どもたちの隠れた悩みを把握する。また、適宜子どもとの信頼関係の深い職員との面談も設けるように工夫する。

㊧ 毎学期の生活アンケートを通して

- ・毎学期の教育相談に先だって児童に対して、いじめをはじめとする生活アンケートを行い、効果的な教育相談の実現に資する。

㊨ 管理職による実態把握

- ・管理職は授業への支援や日常的な子どもたちとの関わりの中で子どもたちの生活状況等を確実に把握する。特に教頭は職員や子どもたちと接する時間も機会も多いところから、確実に情報を収集し、校長に報告・連絡・相談を確実に行うように努める。
- ・また、気になる子どもに関する配慮を要する内容のあるなしにかかわらず、校長は、各学級での生活アンケートの結果並びに教育相談の結果を確実に把握し、担任への指導・助言に努める。

㊩ 校内研修等の場を活用して

- ・校内研修の中で「いじめ発見チェックポイント」（別紙1）の確認を行い、学校並びに家庭生活の中で児童が発するサインに気付く感性を磨く。
- ・みつめる会や教育相談の実施後の校内研修の場で、各学級の実態に関する情報並びに意見交換を行い、事後の指導に生かす。

㊪ 家庭との連携の中で

- ・「いじめのサイン発見シート」（別紙2）を全家庭に配布し、併せて校長室通信で趣旨等の説明を行うことで、家庭と学校とが連携したいじめの予防並びに早期発見の気運の醸成を測る。

5 いじめに対する措置

㊫ 担任を中心としたチームでの対応

- ・被害児童・加害児童への綿密な聞き取り → 解決のための対策の協議
→ 被害・加害双方の保護者への情報提供並びにケア及び指導 → 町教育委員会への速報
→ 協議に基づいた行動

㊬ 学校運営連絡協議会での協議、関係機関との連携

- ・学校におけるいじめの発生等の事実に関して学校運営協議会のメンバーに説明を行うとともに、協働・役割分担して事態の解決に当たる。
- ・学校支援アドバイザー、福祉事務所相談員等の関係機関に事実を説明し、指導・助言・協力を仰ぐ。

6 重大事態への対処

(1) 「重大事態」に関する定義（いじめ防止対策推進法における規定）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) 重大事態が発生した場合の調査等

- ① 校長は、町教育委員会に速報を行うとともに調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。
- ② 校長は、事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となったいじめ行為について客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ③ 校長は、重大事態が発生した場合、町教育委員会との連携の下で、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。その際、関係保護者等への予断のない情報発信、個人のプライバシーへの配慮を十分に行う。

(3) 調査結果の報告

- ① 校長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して予断のない情報を適切に提供する。
- ② 校長は、調査結果を町教育委員会に報告する。

< 重大事態が発生した場合の対応フロー図 >

